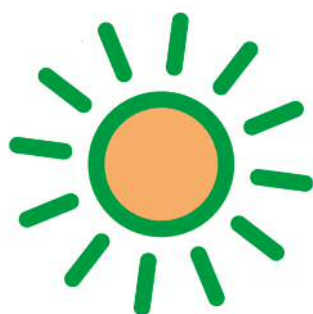




神奈川県

電気供給業に係る 法人事業税の概要



神奈川県PRキャラクターかながわキンタロウ

平成28年11月

平成29年7月改訂

<用語の略称>

本書において使用する法令等の略称は、次のとおりとします。

略 称	省略された法令等の名称
法	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
政令	地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）
規則	地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）
取扱通知	地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号総務大臣通知）

電気供給業に係る法人事業税は「収入金額課税」となります

電気供給業に係る法人事業税は、収入金額に対して課税される「収入金額課税」となります。
(法第72条の12第2号)

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態があれば、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。(取扱通知第3章4の9の2)

このため、電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー売電事業も電気供給業に該当します。

課税標準となる収入金額の計算方法

課税標準となる収入金額＝①収入すべき金額の総額－②控除すべき金額

課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量に係るものを含む。）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金等、原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。(取扱通知第3章4の9の2)

①収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。(取扱通知第3章4の9の1)

- ※1 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額を、その貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。(取扱通知第3章4の9の1)
- ※2 料金と合わせて収入する消費税（地方消費税を含む）の金額は、収入金額に含めません。
- ※3 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合において、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額はいわゆる自家消費に当たるため、収入金額に含めません。(取扱通知第3章4の9の3)

② 控除すべき金額

- ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法第 72 条の 24 の 2 第 1 項）
- イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（※）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 16 条の賦課金（政令第 22 条、取扱通知第 3 章 4 の 9 の 6）
- ※ 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限られます。地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。（取扱通知第 3 章 4 の 9 の 6）
- ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等
（昭和 30 年自治庁告示第 29 号、昭和 34 年自治庁告示第 46 号、昭和 42 年自治省告示第 55 号、平成 23 年総務省告示第 379 号）
- エ 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（平成12年 4 月 1 日から平成32 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）（法附則第 9 条第 8 項、政令附則第 6 条の 2 第 2 項）
- オ 対象特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として当該対象特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成32年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）（法附則第 9 条第 19 項、政令附則第 6 条の 2 第 6 項）
- カ 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額（平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り適用）（法附則第 9 条 21 項、政令附則第 6 条の 2 第 7 項）

電気供給業以外の事業を併せて行う場合

原則	電気供給業（収入金額課税事業）とその他の事業（所得等課税事業）の各事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額を申告します。（※ 1）（取扱通知第 3 章 4 の 9 の 9 前段）
例外	従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の「軽微なもの」（※ 2）であり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式によって課税標準額及び税額を計算し、申告して差し支えありません。（取扱通知第 3 章 4 の 9 の 9 後段）

- ※1 両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、両事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分し、所得等課税事業の付加価値額又は所得を算定してください。
(取扱通知第3章4の9の5)
- ※2 「**軽微なもの**」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。(取扱通知第3章4の9の9後段)

2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

分割基準の異なる事業を併せて行う法人は、主たる事業の分割基準によって課税標準を分割してください。(法第72条の48第8項)

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断し、主たる事業を判定してください。(取扱通知第3章9の11)

【主たる事業が電気供給業である場合の法人事業税の分割基準】

〈平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用〉

事業の種類		分割基準
電 気 供 給 業	小売電気事業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業	【発電所に接続する電線路がある場合】 課税標準の3/4：発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額 【発電所に接続する電線路がない場合】 課税標準額の総額：事務所等の固定資産の価額
	発電事業	【発電所の用に供する固定資産がある場合】 課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額 【発電所の用に供する固定資産がない場合】 課税標準の総額：事務所等の固定資産の価額

※ 固定資産の価額とは、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額とします。
(法第72条の48第4項第3号、規則第6条の2の2第4項、取扱通知第3章9の7)

【主たる事業が電気供給業以外である場合の法人事業税の分割基準】

事業の種類	法人事業税の分割基準	備 考
非製造業	課税標準の1/2：事務所数	事務所数とは、事業年度に属する各月の末日現在における事務所の数を合計した数値（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日における事務所の数）となります。（法第72条の48第4項第2号）
	課税標準の1/2：従業者数	
製造業	従 業 者 数	従業者数とは、事業年度終了の日現在における従業者の数となります。 ただし、資本金又は出資金1億円以上の法人は、工場の従業者数に当該従業者数（奇数である場合には、当該従業者数に1を加えた数値となります。）の2分の1に相当する数を加えた数値となります。（法第72条の48第4項第1号）

収 入 割 の 税 率

[神奈川県における法人県民税・事業税の税率および地方法人特別税の税率のページ](#)の「税率表」をご覧ください。

申告書に添付する書類

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類を提出してください。

- ア 収入金額に関する計算書（規則第6号様式別表6）
- イ 貸借対照表及び損益計算書
- ウ 法人税に係る勘定科目内訳明細書^⑩（雑益、雑損失等の内訳書）
- エ 電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）とを併せて行っている場合は、各事業部門ごとの課税標準額を算定した区分計算書（任意様式）及び法人税法施行規則別表4※

※ 従たる事業が「軽微なもの」に該当し、主たる事業の課税方式により課税標準額等を計算する場合（2ページの「電気供給業以外の事業を併せて行う場合」の「例外」による場合）には、提出する必要はありません。

収入金額課税に関するQ & A

Q 1 平成28年4月1日から電力の小売全面自由化が開始となりました。当社は経済産業大臣の登録を受けて一般家庭向けに電気を販売する小売電気事業者ですが、この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか。

A 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 2 当社は発電設備等が一定規模未満のため電気事業法の届出が不要ですが、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか。

A 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 3 自社の工場で発電した電気の一部を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか。

A 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 4 電気供給業を行う予定ですが、まだ準備段階で実際に電気の供給を行っていない事業年度の課税はどうなりますか。

A 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しないため、所得割（資本金1億円超の法人の場合は、所得割、付加価値割及び資本割）により申告してください。

Q 5 中間（予定）申告は必要ですか。

A 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税・地方法人特別税については必ず中間申告（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）をする必要があります。（法第72条の26第7項ただし書）

Q 6 無人の発電設備のみが所在し、事務所又は事業所が所在しない県がありますが、この県にはどのように申告すべきですか。

A 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しないため、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。（取扱通知第1章6）

Q 7 新たに電気供給業を開始しましたが、届出書の提出は必要ですか。

A 事業の変更は届出事項ですので、電気供給業を開始した旨を、[法人の事業年度・納税地・その他の変更・異動届出書](#)に記載の上、所管の県税事務所に提出してください。